事 務 連 絡 令和5年4月11日

各市町組合教育長 様

県教育委員会事務局 教 職 員 人 事 課 長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

このことについて、令和4年5月6日付け事務連絡において、当該措置の期限が令和5年3月31日に延長された旨お知らせしているところですが、令和5年3月31日に「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」が改正され、当該措置の期限が令和5年9月30日まで延長されました。

ついては、貴管下の各学校に周知を図るとともに、妊娠中の女性教職員の母性健康管理措置が適切に図られるよう対応願います。

【問合せ先】

兵庫県教育委員会事務局 教職員人事課 人事班 担当 笹原 TEL 078-341-7711 (内線 5658) FAX 078-362-4284

E-mail:Shingo_Sasahara@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡 令和5年4月11日

各教育事務所長 様

教職員人事課長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長あて送付しましたのでお知らせします。

なお、市町組合教育委員会には、本課から直接送付していることを申し添えます。



厚生労働省の指針が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限が令和5年3月31日から令和5年9月30日に延長されたことについて、総務省から事務連絡が発出されましたので送付いたします。

事 務 連 絡 令和5年4月10日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という。)に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、「「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について(通知)」(令和2年5月7日付け2初初企第6号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知)において、指針の実施についてお願いしており、また、令和4年4月22日付事務連絡において、当該措置の期限が令和5年3月31日に延長された旨お知らせしていたところですが、令和5年3月31日に指針が改正され、当該措置の期限が令和5年3月31日から令和5年9月30日に延長されたことについて、総務省から別添のとおり事務連絡が発出されておりますので、送付いたします。

各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市(指定都市を除く。)区町 村教育委員会に対して周知を図っていただくようお願いします。

【連絡先】

(教育委員会事務局職員に関すること)文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係(電話) 03-5253-4111 (内線4676)

(学校の教職員に関すること)文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係(電話) 03-5253-4111 (内線2588)

雇均発0331第1号 令和5年3月31日

各 都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境·均等局長 (公 印 省 略)

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について(通知)(一部改正)

令和5年3月31日に「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」(令和5年厚生労働省告示第155号。以下「改正告示」という。)が告示、適用された。

改正告示により、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の期限が令和5年3月31日から令和5年9月30日へ延長されたことに伴い、令和2年5月7日付け基発0507第5号・雇均発0507第14号「「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について(通知)」を別添のとおり改正することとしたので、その的確な施行に遺漏なきを期されたい。

○別添

令和2年5月7日付け基発0507第5号・雇均発0507第14号「「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について(通知)」新旧対照表

(参考資料)

令和2年5月7日付け基発0507第5号・雇均発0507第14号「「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について(通知)」改正後全文

新旧対照表

令和2年5月7日付け基発0507第5号・雇均発0507第14号「「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指 導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について (通知)

(傍線部分は改正部分)

温

出

改

攻形後	
今般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状	今般、第
況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に	況等を踏
図ることができるよう、「妊娠中及び出産後の女性労働者が	図ること
保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができる	保健指導
ようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部	ようにす
を改正する件」(令和2年厚生労働省告示第201号。以下	を改正す
「令和2年改正告示」という。)が令和2年5月7日付けで	「令和2
告示された。	告示され

また、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」(令和5年年)がつきるようにするため、 (令和5年年)がつき指置に関する指針の一部を改正する件」に告示」という。)が令和5年3月31日付けで告示された。令和2年改正告示及び令和5年3月改正告示により、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号。以下「法」という。)第13条第1項に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるように

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」(令和2年厚生労働省告示第201号。以下「令和2年改正告示」という。)が令和2年5月7日付けで告示された。

また、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」(令和4年3月42号。以下「令和4年3月改正告示」という。)が令和4年3月31日付けで告示された。令和2年改正告示及び令和4年3月改正告示により、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号。以下「法」という。)第13条第1項に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるように

	书符
での間、適用すること。	での間、適用すること。
第4 適用期日 この通達は、令和2年5月7日から令和5年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日ま	第4 適用期日 この通達は、令和2年5月7日から令和5年 <u>9月30</u> 日ま
第1~第3 (略)	第1~第3 (略)
な実施に遺漏なきを期されたい。	な実施に遺漏なきを期されたい。
改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その円滑	故正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その円滑
され、告示日から適用される。	され、告示日から適用される。
の間、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定	の間、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定
するために事業主が講ずべき措置に、令和5年 3 月 3 1日まで	するために事業主が講ずべき措置に、令和5年9月30日まで

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について

対象期間が令和5年9月30日まで延長されます。

妊娠中の女性が新型コロナウイルス感染症に感染すると、重症化するリスクが高いとされており、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって感染への大きな不安やストレスを抱える場合があります。こうした状況を踏まえ、母性健康管理が適切に行われるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を定めています。

▶▶母性健康管理措置とは

● 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウ イルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があ るとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導 に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日~令和5年9月30日です。

指導の例:感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)



主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母性健康管理指 導事項連絡カード(母健連絡カード)を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された 主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも以下のような措置があります。

- ●妊娠中の通勤緩和
- ●妊娠中の休憩に関する措置
- ●妊娠中又は出産後の症状等に関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業等)

このほか、妊娠中の女性労働者は、主治医等からの指導がなくても、時間外、休日労働、深夜業の制限等を請求できます(労働基準法)。

女性の心とからだの健康をサポートするサイト 「働く女性の心とからだの応援サイト」内

「妊娠出産・母性健康管理サポート」ページ

https://www.bosei-

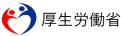
navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



職場における妊娠中の女性労働者等への 配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

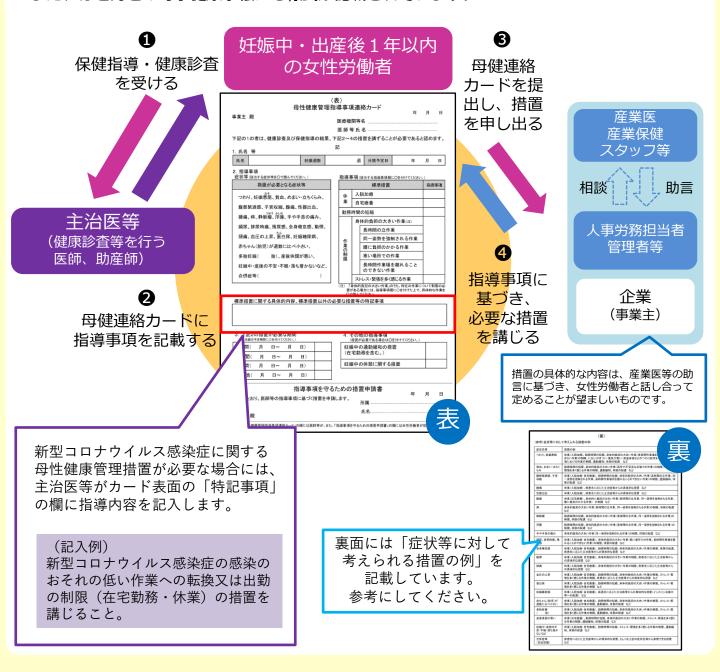




母性健康管理指導事項連絡カードの活用方法

母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「働く女性の心とからだの応援サイト」からダウンロードできます。

また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室) へご相談ください。

雇用環境・均等部(室)所在地一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 殿

医療機関等名	
医師等氏名	

年

月

Н

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名 等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	--	------	---	-------	---	---	---

2. 指導事項

症状等(該当する症状等を〇で囲んでください。)

措置が必要となる症状等
つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、
腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、
腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手首の痛み、
頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、
頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、
多胎妊娠(胎)、産後体調が悪い、
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、
合併症等(

指導事項(該当する指導事項欄にOを付けてください。

	指導事項	
休	入院加療	
業	自宅療養	
勤務	時間の短縮	
	身体的負担の大きい作業(注)	
	長時間の立作業	
作	同一姿勢を強制される作業	
作業の制限	腰に負担のかかる作業	
制限	寒い場所での作業	
	長時間作業場を離れること のできない作業	
(;+) [;	ストレス・緊張を多く感じる作業	

(注)「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に〇を付けてください。)

1週間(月	日~	月	日)	
2週間(月	日~	月	日)	
4週間(月	日~	月	日)	
その他(月	日~	月	日)	

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は〇を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

年	月	日

氏名_____

事業主 殿

(参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
貧血、めまい・立ちく らみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・ 緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹部緊満感、子宮 収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場所を離れることのできない作業)の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹痛	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
性器出血	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
腰痛	休業(自宅療養)、身体的に負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、 腰に負担のかかる作業) の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
手や手首の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
頻尿、排尿時痛、残 尿感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、 疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等から の具体的な措置 など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等から の具体的な措置 など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊 張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊 張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中等への配慮) など
赤ちゃん(胎児)が 週数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊 張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠 (胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊 張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不 安・不眠・落ち着か ないなど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
合併症等 (自由記載)	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置など